

第 101 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 5 年 6 月 1 日（木） 14：00～16：00

場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開会

2 議事

北上川上流ダム再生事業 環境影響評価方法書について（資料No.1～5）

3 その他

4 閉会

【配付資料】

No.1：北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況

No.2：北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見

No.3：北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書についての意見の概要

No.4：北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答

No.5：北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答別添資料

第 101 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50 音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	○※
伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科 准教授	○※
大河原 正文	岩手大学理工学部 准教授	○
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科 教授	×
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	×
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部 講師	○※
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 課長補佐	○
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	○※
前田 琢	岩手県環境保健研究センター 上席専門研究員	○
三宅 諭	三重大学大学院工学研究科 教授	○※

(備考欄) 出席：○ (Web 会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 真吾	環境保全課 主任主査	
昆野 里菜	環境保全課 主事	
昆野 智恵子	環境保全課 主査	
佐藤 悠	環境保全課 技師	
佐々木 剛	資源循環推進課 主任主査	
工藤 航希	自然保護課 主査	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
昆野 辰樹	都市計画課 主任	
千葉 真也	建築住宅課 技師	

【事業者及びコンサル】

氏名	職名	備考
川原 浩喜	国土交通省北上川ダム統合管理事務所 開発調査課 課長	
佐川 敏幸	国土交通省北上川ダム統合管理事務所 開発調査課 調査係長	
石毛 孝慈	株式会社建設技術研究所 東北支社 環境室 グループ長	
荒川 豊	株式会社建設技術研究所 九州支社 環境室 室長	
鈴木 荘司	株式会社建設技術研究所 東京本社 環境部 副部長	
南 裕二	株式会社建設技術研究所 東京本社 水システム部 シニアエンジニア	

北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	北上川上流ダム再生事業	
適用区分	法第2種	
事業の種類	ダム再生事業	
事業の規模	湛水面積約 430ha (増加分約 40ha)	
事業の実施区域	盛岡市、滝沢市	
事業者の名称	国土交通省東北地方整備局	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	令和5年 1月23日付け
	縦覧期間	令和5年 1月25日～令和5年 2月24日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年 1月25日～令和5年 3月10日
	説明会	令和5年 2月1日～令和5年 2月16日の間
	意見の概要書の提出	令和5年 4月10日 意見：5件(2通)
	技術審査会の審査	令和5年 6月1日
	知事意見の送付	令和 年 月 日 (期限：令和5年 7月7日)

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する盛岡市長意見

【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応していただきたい。

【個別的事項】

(1) 水質

工事の実施に伴う水質への影響について、最新の知見・技術を用いて調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行い、ダム周辺を含めた対象事業実施区域への影響が最小限となるよう配慮願います。

(2) 動物・植物・生態系

当該工事により湛水面積が増加することから、動植物及び生態系への影響について、専門家からの意見を踏まえ、最新の知見・技術を用いて調査を行ったうえで事業を実施していただきたい。

(3) 景観

ア 盛岡市景観計画において、当該計画地は「景観形成地域の田園・丘陵景観地域」、に位置しています。景観法に基づき、工事着手までに通知が必要となります。

この場合、建築物や工作物の色彩なども含め盛岡市景観計画の景観形成基準に適合させてください。

イ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為の場合、景観法に基づき、工事着手までに通知が必要となります。

この場合、盛岡市景観計画の景観形成基準に適合させてください。

ウ 建設に当たっては、建築物や工作物の色彩、意匠及び外構などを統一したものにするなど、良好な景観形成のための取組を検討してください。

エ 看板等を設置する場合、盛岡市屋外広告物条例による許可申請を必要とする場合があります。詳細については、景観政策課と協議してください。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

本市では、北上川において、「盛岡地区かわまちづくり」事業が行われ、川を活かしたまちづくりが行われていることから、人と自然との触れ合い活動の場への影響が最小限となるよう配慮願います。

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する滝沢市長意見

- 1 埋蔵文化財については、建設発生土処理場予定地に埋蔵文化財包蔵地（櫛の木沢A遺跡、櫛の木沢B遺跡、櫛の木沢C遺跡、櫛の木沢D遺跡）が所在しますので、開発に際しては協議の必要があります。

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する岩手町長意見

意見なし

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する八幡平市長意見

意見なし

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する雫石町長意見

意見なし

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する矢巾町長意見

意見なし

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する紫波町長意見

意見なし

北上川上流ダム再生事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要

令和5年4月

国土交通省 東北地方整備局
北上川ダム統合管理事務所

北上川上流ダム再生事業
環境影響評価方法書についての意見の概要

目 次

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1 公告の日.....	1
1.2 公告の方法.....	1
1.3 縦覧場所.....	1
1.4 縦覧期間.....	1
2. 環境影響評価方法書の説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
3.1 意見書の提出期間.....	3
3.2 意見書の提出方法.....	3
3.3 意見書の提出状況.....	3
3.4 方法書に対する意見の概要.....	3

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

環境影響評価法 第五条第一項の規定に基づき、北上川上流ダム再生事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した。また、同法第七条の規定に基づき、次のとおり公告し、方法書、これを要約した書類を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1 公告の日

令和5年1月25日（水）

1.2 公告の方法

方法書の縦覧に関する告示は、官報（令和5年1月20日）に掲載した（別紙1）。

また、国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所のホームページにおいても公表した（別紙2）。

1.3 縦覧場所

方法書の縦覧場所は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 方法書の縦覧場所

場所	曜日	時間
国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課	土・日・祝日除く	9:15～18:00
国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所	土・日・祝日除く	8:30～17:15
岩手県盛岡広域振興局	土・日・祝日除く	8:30～17:15
盛岡市役所	土・日・祝日除く	8:30～17:15
盛岡市玉山総合事務所	土・日・祝日除く	8:30～17:15
盛岡市都南分庁舎	土・日・祝日除く	8:30～17:15
八幡平市役所	土・日・祝日除く	8:30～17:15
滝沢市役所	土・日・祝日除く	8:30～17:15
雫石町役場	土・日・祝日除く	8:30～17:15
岩手町役場	土・日・祝日除く	8:30～17:15
紫波町役場	土・日・祝日除く	8:30～17:15
矢巾町役場	土・日・祝日除く	8:30～17:15

また、国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所のホームページで閲覧可能な状態とした（https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/07info/reproduciton/101_juran_rep_index.html）。

1.4 縦覧期間

令和5年1月25日（水）～2月24日（金）

2. 環境影響評価方法書の説明会の開催

環境影響評価法 第七条の二の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

開催の公告は、方法書の縦覧に関する官報の告示、並びに北上川ダム統合管理事務所のホームページの公表と同時に行った。また、盛岡市においては当市の SNS 及びホームページ（別紙 3）、八幡平市・滝沢市・雫石町・岩手町・紫波町・矢巾町においては開催案内の回覧・配布（別紙 4）により周知した。

開催場所、開催日時及び来場者数は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 方法書の説明会の開催状況

開始場所	開催日時	来場者数
岩手広域交流センタープラザあい	令和 5 年 2 月 1 日（水）19:00～20:00	4 人
雫石町中央公民館	令和 5 年 2 月 2 日（木）19:00～20:00	3 人
滝沢市役所	令和 5 年 2 月 3 日（金）19:00～20:00	9 人
盛岡市中央公民館	令和 5 年 2 月 7 日（火）19:00～20:00	1 人
盛岡市都南公民館	令和 5 年 2 月 8 日（水）19:00～20:00	0 人
八幡平市役所	令和 5 年 2 月 9 日（木）19:00～20:00	2 人
矢巾町公民館	令和 5 年 2 月 14 日（火）19:00～20:00	4 人
紫波町情報交流館	令和 5 年 2 月 15 日（水）19:00～20:00	9 人
盛岡市湊民公民館	令和 5 年 2 月 16 日（木）19:00～20:00	2 人

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

環境影響評価法 八条第一項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

3.1 意見書の提出期間

令和5年1月25日（水）～3月10日（金）

3.2 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、縦覧場所に設置した意見書箱への投函、北上川ダム統合管理事務所への郵送またはファクシミリ、電子メールによる送付とした（別紙5）。

なお、郵送の場合は、令和5年3月10日の当日消印有効とした。

3.3 意見書の提出状況

方法書に対する環境の保全の見地から意見を求めた結果、2通の意見書が提出された。

3.4 方法書に対する意見の概要

方法書に対する意見の概要は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 方法書に対する意見の概要

No	意見の概要
1	方法書 P2-5、図 2.3-3 貯水池容量配分図が示されているが、ダム貯水地内に堆積している土砂を掘削し、堆砂容量を確保すれば、ダム堤体を嵩上げする必要はなくなるのではないかなぜ堆積土砂を排除することをしないのか。
2	近年、紫波橋上下流、紫波南大橋下流の北上川沿川で洪水被害が発生している。北上川上流ダム再生事業と併せて、築堤事業の事業進捗と洪水被害の防止対策の検討をお願いしたい。
3	ダム嵩上げに伴う道路整備をしっかりとしてほしい。道路整備についての計画を教えてください。
4	ダムの嵩上げで家庭ゴミの不法投棄などが増えないか心配している。
5	ダムの嵩上げにより、水が増え、周辺での風が強くなるなどの変化、大雨時の水はけの悪化などを心配しているので、災害対策等をしっかりとっていただきたい。また、周辺住民への説明をお願いしたい。

公 告

事 項

公 示 送 達

特許法第191条（商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

Table with columns: 住所 (Address), 氏名 (Name), 送達を受けるべき者 (Recipient), 送達する書類 (Documents to be delivered), 事件の表示 (Case No.), 書類名 (Document Name). Rows include applicants like 株式会社松雪 (Shirayuki Co., Ltd.) and 株式会社松雪 (Shirayuki Co., Ltd.) with their respective addresses and legal representatives.

Table with columns: 山梨県南アルプス市下高砂288-1 (Address), 三洋機工 株式会社 (Company Name), 取消2021-300724 (Cancellation No.), 審決の謄本 (Copy of Decision). Rows include 株式会社松雪 (Shirayuki Co., Ltd.), 蘇州鴻多文化創意有限公司 (Suzhou Hongduo Cultural Creative Co., Ltd.), and others.

北上川上流ダム再生事業に係る環境影響評価方法書の統廃及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十二号）以下「法」といふ。第五条第一項の規定に基づき、北上川上流ダム再生事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」といふ）を作成し、同法第七条の規定に基づき、次のとおり公告し、方法書これを要約した書類（以下「要約書」といふ）を縦覧に供する。
また、同法第七条の二の規定により、方法書の説明会を開催する。
なお、方法書について、同法第八条第一項の規定により環境の保全の見地からの意見書を提出する。
令和五年一月二十日
国土交通省東北地方整備局長 山本 巧
国土交通省東北地方整備局長 山本 巧

特許庁長官

五 方法書及び要約書の掲載の場所、期間及び時間

縦覧場所

宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎B棟

国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課

岩手県盛岡市下房川字四十四田一

国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所

岩手県盛岡市内九十一番一

岩手県盛岡広域振興局

岩手県盛岡市内九十二番一

盛岡市役所

盛岡市市民字東田三三六六十

盛岡市玉山総合事務所

盛岡市津志田十四地割三十七番地二

盛岡市都南分庁舎

岩手県八幡平市野駄第二十一地割百七十番地八幡平市役所

岩手県滝沢市中綱割五十五番地

滝沢市役所

岩手県岩手郡紫石町河田五番地一

紫石町役場

岩手県岩手郡岩手町五日市第十地割四十四

岩手町役場

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目三番地一

紫波町役場

岩手県紫波郡矢中町第十三地割百二十三番地

矢中町役場

縦覧期間

令和五年一月二十五日から令和五年二月二十四日まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「祝日」という)を除く。)

縦覧時間

国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課

午前九時十五分から午後六時まで

国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所

午前八時半から午後五時十五分まで

岩手県盛岡広域振興局

午前八時半から午後五時十五分まで

盛岡市役所

午前八時半から午後五時十五分まで

盛岡市玉山総合事務所

午前八時半から午後五時十五分まで

盛岡市都南分庁舎

午前八時半から午後五時十五分まで

八幡平市役所

午前八時半から午後五時十五分まで

滝沢市役所

午前八時半から午後五時十五分まで

紫石町役場

午前八時半から午後五時十五分まで

岩手町役場

午前八時半から午後五時十五分まで

岩手町役場

午前八時半から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができる。

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

令和五年三月十日まで(持参の場合は三月十日の各縦覧場所の開庁時間まで、郵送の場合は三月十日の消印まで有効)。

提出先

岩手県盛岡市下房川字四十四田一

国土交通省 東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所 管理第一課

意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(成人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 意見書の提出の対象である方法書の名称

三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

意見書は日本語により、意見の理由もあらためて記載する(以下「**意見書**」)

八 説明会の開催を予定する日時及び場所

開催日時

第一回 令和五年二月一日午後七時から午後八時まで

第二回 令和五年二月二日午後七時から午後八時まで

第三回 令和五年二月三日午後七時から午後八時まで

第四回 令和五年二月七日午後七時から午後八時まで

第五回 令和五年二月八日午後七時から午後八時まで

第六回 令和五年二月九日午後七時から午後八時まで

第七回 令和五年二月十四日午後七時から午後八時まで

第八回 令和五年二月十五日午後七時から午後八時まで

第九回 令和五年二月十六日午後七時から午後八時まで

開催場所

第一回 岩手町大字江別内第六地割一番四

第二回 岩手町上菅根田百十四番地

第三回 紫石町中央公民館

第四回 滝沢市中綱割五十五

第五回 滝沢市役所

第六回 盛岡市愛宕町十四番一

第七回 盛岡市中央公民館

第八回 盛岡市水井二十四地割十番地一

第九回 盛岡市都南公民館

第十回 八幡平市野駄第二十一地割百七十一

第十一回 八幡平市役所

第十二回 矢中町公民館

第十三回 紫波町紫波中央駅前二丁目三番地三

第十四回 紫波町紫波交流館

第十五回 盛岡市市民字東田三三六六十番地

盛岡市市民公民館

九 免状許可決定

令和4年(ワ)第192号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第193号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第194号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第195号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第196号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第197号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第198号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第199号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

令和4年(ワ)第200号

被許可者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一

記者発表資料



令和5年1月23日
東北地方整備局
北上川ダム統合管理事務所

「環境影響評価方法書」の縦覧を開始します (北上川上流ダム再生事業～県都盛岡市の治水安全度向上に向けて～)

国土交通省東北地方整備局では、北上川上流ダム再生事業の環境影響評価法に基づく手続きを進めています。

この度、12月27日開催した第4回北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会での専門家からの助言を踏まえ整理した「環境影響評価方法書」の縦覧を開始し、地域の皆さまからご意見を伺います。

また、縦覧期間中には、方法書の内容をお知らせする説明会も行いますのでご案内申し上げます。

※環境影響評価（「環境アセスメント」）

環境影響評価法に基づいて、事業が環境にどのような影響を及ぼすか、事業者自らが調査、予測、評価を行い、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げて行く制度。

[方法書の縦覧]

○方法書の名称：北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書

○縦覧期間：令和5年1月25日（水）から令和5年2月24日（金）まで

○縦覧場所：国土交通省東北地方整備局、北上川ダム統合管理事務所、岩手県盛岡地域振興局、盛岡市役所、盛岡市玉山総合事務所、盛岡市都南分庁舎、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、岩手町役場、紫波町役場、矢巾町役場

[意見書の提出]

○意見書の提出期間：令和5年1月25日（水）から令和5年3月10日（金）まで

○意見書の提出先：東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所

[説明会の開催]

令和5年2月1日～16日までの間に、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町で行います。

※「方法書の縦覧」「意見書の提出」「説明会の開催」の詳細は以下、北上川ダム統合管理事務所ホームページをご覧ください。

(http://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/07info/reproduciton/rep_index.html)

＜発表記者会：岩手県政記者クラブ、東北建設専門紙記者会＞

＜問い合わせ先＞

国土交通省 東北地方整備局 河川部 河川計画課
〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話022-225-2171(代表)

課長補佐 三浦 俊明 内線 3619

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所
〒020-0123 盛岡市下厨川宇四十四田1番地 電話019-643-7831(代表)

副所長(管理) 片野 正章 内線 204

建設専門官 川原 浩喜 内線 404

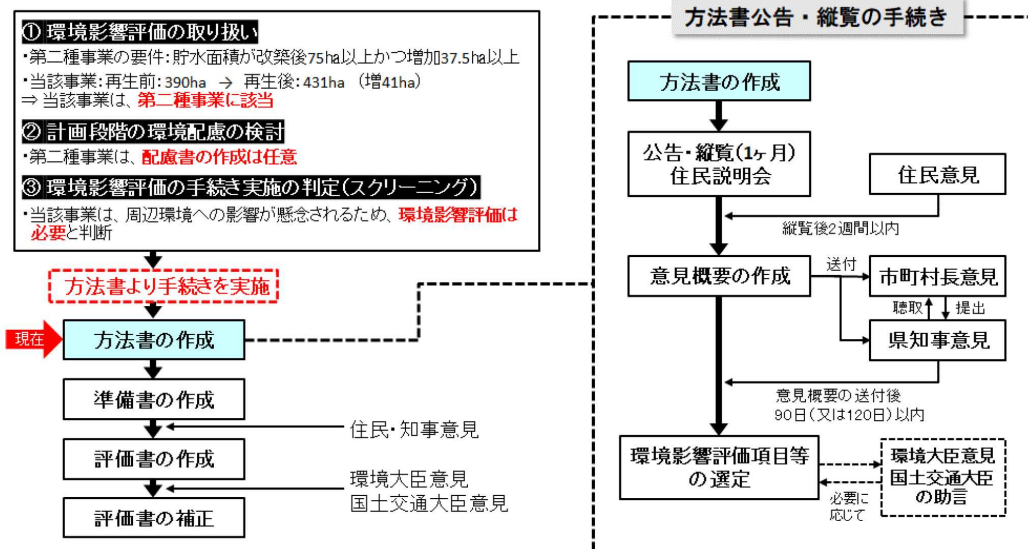
参考資料

北上川上流ダム再生事業「環境影響評価方法書」の手続きについて

➤ 方法書縦覧手続きと方法書の位置づけ

縦覧手続きは、事業に*関係する市町を対象に、方法書をお示し一般の方々に広くご意見を求めるために行います。

*関係市町：盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町。



※『方法書』: 環境影響評価の実施方法を記載したもの
 ※『準備書』: 調査・予測・評価等の結果を記載したもの
 ※『評価書』: 準備書への意見を踏まえて修正したもの

➤ 説明会の開催日及び場所

※時間はいずれも19時開始

- ① 令和5年2月 1日(水) 岩手広域交流センタープラザあい(岩手町)
- ② 令和5年2月 2日(木) 雫石町中央公民館(雫石町)
- ③ 令和5年2月 3日(金) 滝沢市役所(滝沢市)
- ④ 令和5年2月 7日(火) 盛岡市中央公民館(盛岡市盛岡地域)
- ⑤ 令和5年2月 8日(水) 盛岡市都南公民館(盛岡市都南地域)
- ⑥ 令和5年2月 9日(木) 八幡平市役所(八幡平市)
- ⑦ 令和5年2月 14日(火) 矢巾町公民館(矢巾町)
- ⑧ 令和5年2月 15日(水) 紫波町情報交流館(紫波町)
- ⑨ 令和5年2月 16日(木) 盛岡市洺民公民館(盛岡市玉山地域)

➤ 方法書の構成

方法書は以下の目次構成で作成しています。

第1章は事業者の名称等、第2章は事業の目的や内容、第3章は文献調査や既往の現地調査に基づく地域の自然的状況・社会的状況、第4章で事業者がこれから進める事業に係る環境影響評価を行う方法を整理しています。

- 第1章: 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章: 対象事業の目的及び内容
- 第3章: 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章: 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

➤ 「北上川上流ダム再生事業」の目的、位置図は別紙参照。

別 紙

北上川上流ダム再生事業の概要

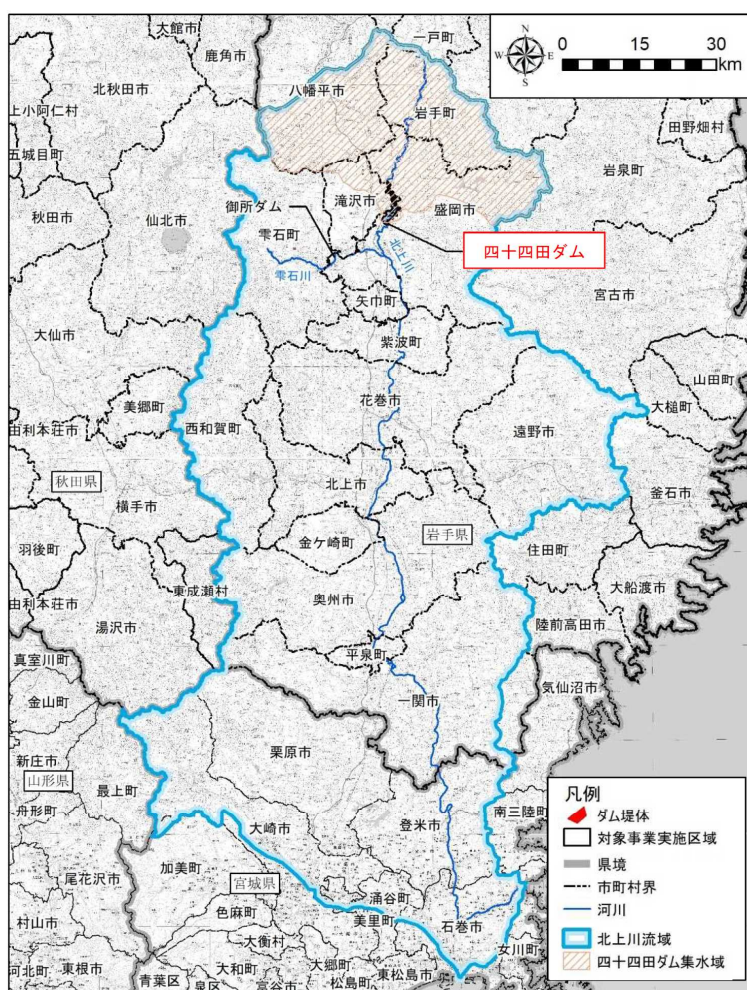
➤ 事業の目的

北上川上流ダム再生事業は、既設の四十四田ダムの嵩上げにより、洪水調節の機能向上を図るものです。

四十四田ダム嵩上げは、堤高を約 2m 嵩上げすることによって、有効貯水容量^{注)1}約 4,300 万 m³を確保し、新たに洪水調節容量^{注)2}を約 20%増強し、県都盛岡市の治水安全度の早期向上を目的としています。

➤ 事業の位置

北上川水系北上川の四十四田ダム周辺



注)1. 「有効貯水容量」とは、ダムの総貯水容量から堆砂容量を除いた容量。

注)2. 「洪水調節容量」とは、常時満水位からサーチャージ水位までの容量。



北上川上流ダム再生事業環境影響評価法方法書の説明会の開催について

広報ID1041846 更新日令和5年1月30日

四十四田ダムでは現在、北上川上流ダム再生事業を進めています。

事業に伴う環境面での影響を確認するため、環境影響評価法に基づく手続きをこれから始めます。

この度、方法書※の縦覧を始めるため、住民説明会を次のとおり予定しておりますので、地域のみなさまにご案内申し上げます。

※方法書

事業の影響を確認するための方法をとりとまとめたもの。

説明会日程・会場

開催日程・会場

地域	日時	会場
盛岡地域	令和5年2月7日（火曜日）19時開始	盛岡市中央公民館 大会議室 （盛岡市愛宕町14-1）
都南地域	令和5年2月8日（水曜日）19時開始	盛岡市都南公民館 第1研修室 （盛岡市永井24-10-1）
玉山地域	令和5年2月16日（木曜日）19時開始	盛岡市波民公民館 大会議室 （盛岡市波民字鶴塚55）

事前の申し込みは不要です。

当日は、体温測定、マスク着用、手指のアルコール消毒に御協力をお願いします。発熱、体調不良のある方は参加を御遠慮いただく場合があります。

国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所では、方法書の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますので下記関連情報よりご覧ください。

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所管理第一課

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1

電 話：019-643-7971（直通）

ファクス：019-643-5547（直通）

回 覧

住民説明会のご案内

四十四田ダムでは現在、北上川上流ダム再生事業を進めています。
事業に伴う環境面での影響を確認するため、環境影響評価法に基づく手続きをこれから始めます。

この度、方法書^{*}の縦覧を始めるため、住民説明会を次のとおり予定しておりますので、地域のみなさまにご案内申し上げます。

※方法書

事業の影響を確認するための方法をとりとまとめたもの。

【開催概要】

- 日 時：令和5年2月9日（木）19時開始
- 場 所：八幡平市役所 多目的ホール棟 大ホール
（八幡平市野駄21-170）
- 内 容：環境影響評価方法書についての説明
- その他：事前の申し込み不要

※北上川ダム統合管理事務所ホームページ (<https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>) では、方法書の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1

電 話：019-643-7971（直通）

F A X：019-643-5547（直通）

回 覧

住民説明会のご案内

四十四田ダムでは現在、北上川上流ダム再生事業を進めています。
事業に伴う環境面での影響を確認するため、環境影響評価法に基づく手続きをこれから始めます。

この度、方法書*の縦覧を始めるため、住民説明会を下記のとおり開催します。ご案内申し上げます。

※方法書

事業の影響を確認するための方法をとりとまとめたもの。

記

【開催概要】

- 日 時：令和5年2月3日（金）19時開始
- 場 所：滝沢市役所 大会議室（滝沢市中鵜飼55）
- 内 容：環境影響評価方法書についての説明
- その他：事前の申し込み不要

※北上川ダム統合管理事務所ホームページ (<https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>) では、方法書の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1

電 話：019-643-7971（直通）

F A X：019-643-5547（直通）

住民説明会のご案内

四十四田ダムでは現在、北上川上流ダム再生事業を進めています。
事業に伴う環境面での影響を確認するため、環境影響評価法に基づく手続きをこれから始めます。

この度、方法書^{*}の縦覧を始めるため、住民説明会を次のとおり予定しておりますので、地域のみなさまにご案内申し上げます。

※方法書

事業の影響を確認するための方法をとりとまとめたもの。

【開催概要】

- 日 時：令和5年2月2日（木）19時開始
- 場 所：雫石町中央公民館 視聴覚室
（雫石町上曾根田114番地）
- 内 容：環境影響評価方法書についての説明
- その他：事前の申し込み不要

※北上川ダム統合管理事務所ホームページ (<https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>) では、方法書の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1

電 話：019-643-7971（直通）

F A X：019-643-5547（直通）

北上川上流ダム再生事業 住民説明会のご案内



四十四田ダムでは現在、北上川上流ダム再生事業を進めています。
事業に伴う環境面での影響を確認するため、環境影響評価法に基づく手続きをこれから始めます。

この度、方法書※の縦覧を始めるため、住民説明会を次のとおり予定しておりますので、地域のみなさまにご案内申し上げます。

※方法書

事業の影響を確認するための方法をとりとまとめたもの。

【開催概要】

- 日 時：令和5年2月1日（水）19時から
- 場 所：岩手広域交流センター「プラザあい」
1階 多目的ホール
(岩手町大字江刈内第6地割1-4)
- 内 容：環境影響評価方法書についての説明
- その他：事前の申し込み不要

◎北上川ダム統合管理事務所ホームページ (<https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>)
では、方法書の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課
〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1
電 話：019-643-7971（直通）
F A X：019-643-5547（直通）

岩手町役場 町民課 環境係
電 話：0195-62-2111（内線505）
F A X：0195-62-1699

北上川上流ダム再生事業 環境影響評価方法書 住民説明会のご案内

四十四田ダムでは現在、北上川上流ダム再生事業を進めています。
事業に伴う環境面での影響を確認するため、環境影響評価法に基づく手続きをこれから始めます。

この度、方法書*の縦覧を始めるため、住民説明会を次のとおり予定しておりますので、地域のみなさまにご案内申し上げます。

※方法書

事業の影響を確認するための方法を取りまとめたもの。

【開催概要】

- 日 時：令和5年2月15日（水）19時開始
- 場 所：紫波町情報交流館 2階 大スタジオ
（紫波町紫波中央駅前2-3-3）
- 内 容：環境影響評価方法書についての説明
- その他：事前の申し込み不要

※北上川ダム統合管理事務所ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>)では、方法書の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1

電 話：019-643-7971（直通）、F A X：019-643-5547（直通）

紫波町 産業部 環境課 生活環境係 担当 藤戸 賢

〒028-3329 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-1

電 話：019-672-2111（内 2252）F A X：019-672-2311

住民説明会のご案内

四十四田ダムでは現在、北上川上流ダム再生事業を進めています。
事業に伴う環境面での影響を確認するため、環境影響評価法に基づく手続きをこれから始めます。

この度、方法書^{*}の縦覧を始めるため、住民説明会を次のとおり予定しておりますので、地域のみなさまにご案内申し上げます。

※方法書

事業の影響を確認するための方法を取りまとめたもの。

【開催概要】

- 日 時：令和5年2月14日（火）19時開始
- 場 所：矢巾町公民館 3階 大研修室
(矢巾町南矢幅第13地割123)
- 内 容：環境影響評価方法書についての説明
- その他：事前の申し込み不要

※北上川ダム統管理事務所ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>)では、方法書の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統管理事務所 管理第一課

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1

電 話：019-643-7971（直通）

F A X：019-643-5547（直通）

ご意見記入用紙

・提出期限

令和5年3月10日(金)まで

※詳細な時間等は下記の提出方法により異なる。

・提出方法

【投 函】縦覧場所に備え付けの意見箱
(各縦覧場所の閉庁時間まで)

【郵 送】〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田 1
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 管理第一課
(提出期限日の当日消印有効)

【F A X】019-643-7834
(提出期限日の17:00まで)

【メール】thr-kitakato01@mlit.go.jp
(提出期限日の17:00まで)

意 見 書

令和 5 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 (法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名)	
ご 住 所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒
方法書の名称	北上川上流ダム再生事業 環境影響評価方法書
方法書についての環境の保全の 見地からのご意見 (日本語によりご意見の理由を 含めて記載してください)	

注1) 本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いたします。

注2) この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。

No.	区分①	区分②	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	全般		前田委員	—	<p>当事業では1年ほど前に「北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会」が設置され、有識者による技術的助言を受けています。またそれに先行してR2年度から、動植物や大気、水質、景観等の調査も実施され、すでに多くの結果が得られているようです。それらの概要は事業者のホームページで知ることができますが、当方法書にはほとんど反映されていません。</p> <p>したがって、方法書だけを見ると、実際の検討過程がもっと先に進んでいることを知らないまま意見を出すこととなります。また、ホームページを見たならば、すでに委員会で了承され、調査もほぼ終わっている事後報告のような方法書の内容に対し、今さら何を言えばよいのか戸惑うこととなります。</p> <p>方法書の縦覧に際して、どのような意見を集めたいと考えているのでしょうか。</p>	<p>今回の方法書の縦覧では、調査手法等に関するご意見を頂きたいと考えています。頂いたご意見を踏まえ、追加調査が必要な場合には、令和5年度以降も調査を行います。</p> <p>なお、方法書は、令和3年度末時点での調査実績と計画で記載しており、令和3年度までの現地調査結果は「第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況」に掲載しております（例：動物・植物・生態系は方法書P3-39～110参照）。</p> <p>また、令和4年度の現地調査結果は取りまとめ中のため、準備書においてお示しします。</p>
2	全般		前田委員	4-61～4-67	<p>表4.2.2の事業者の調査において、令和4年度の調査時期が「予定」とされていますが、過去のことでありますので実施日を記載して下さい。</p>	<p>方法書は令和3年度末時点での調査実績と計画で整理しているため、令和4年度の調査時期の記載は「予定」としています。</p>
3	事業実施区域		伊藤(歩)委員	2-1	<p>「2.3.2 対象事業実施区域の位置」については注意書きがありますが、図 2.3-1 (2) に示されている2つの材料採取予定地は含まれないということで良いでしょうか。</p>	<p>対象事業実施区域には、図 2.3-1 (2) にお示した2つの材料採取予定地も含まれます。</p>
4	事業実施区域		伊藤(歩)委員	2-3	<p>貯水区域が事業前後でどの程度変化するのか（特に「優れた自然の保全区分」や各種保護区などの領域にどの程度拡大されるのか）を視覚的に把握できる資料を参考として提供いただければと思います。</p>	<p>「優れた自然の保全区分」及び「鳥獣保護区」について、現行の貯水区域及びダム再生後の貯水予定区域との重ね合わせを行った図面をお示しします。【別添資料-1～2】</p> <p>なお、自然公園法、県立自然公園条例、岩手県自然環境保全条例、都市緑地法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定された保護区等については、対象事業実施区域に存在しません。（方法書P3-279～288参照）</p>
					<p>(No.4追加)</p> <p>貯水区域が「優れた自然の保全区分」及び「鳥獣保護区」に拡大する部分もあるようです。その際の動植物などに対する影響を事前に評価し、悪影響が予想される場合は保全対策について適切に検討してください。</p>	<p>ご意見のとおり対応します。準備書においてお示しします。</p>
5	事業実施区域		大西委員	2-4	<p>湛水面積が40ha増えるとありますが、具体的な地図は示せませんか？できれば、再生前と再生後の最小時と最大時でお願いします。</p>	<p>湛水面積の増加範囲がわかるものとして、ダム再生前（最小時）とダム再生後（最大時；サーチャージ水位時）の貯水区域の重ね合わせを行った図面をお示しします。【別添資料-3】</p>

No.	区分①	区分②	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
6	材料採取		齊藤委員	2-11	当初予定していた原石山採取を取りやめ、材料購入とすることで改変面積を縮小し自然環境保全に配慮するという考え方は理解できる。ただし、骨材の調達となると相当量のダンプトラックの往来が予想され、本件で材料調達を考えている原石採取場が遠方であれば、それにかかるダンプトラック輸送の環境影響（道路沿道の粉じん、騒音・振動、温室効果ガスなど）が懸念される。本件に必要な骨材量がどの程度になるのか、輸送ダンプトラックはどの程度の台数を見積もっているのか教えていただきたい。また、原石山採取と比較して材料購入の方が適当であると判断された理由を教えてください。	重力式コンクリートダム部と増設洪水吐、フィルダム部の堤体嵩上げに必要な堤体材料は、コンクリート約61千立方メートル、ロック約21千立方メートル（令和4年3月時点検討値）を想定しております。これらの材料を運搬するダンプトラックの台数は日最大約60台と想定しております。 原石山採取（物見山）と材料購入の比較結果では、材料品質、コスト、社会的影響、自然環境影響、材料供給の制約条件の総合的視点で、材料購入が有利と判断しております。参考として、第4回技術検討委員会資料をお示しします。【別添資料-4】（非公開資料）
7	材料採取	(生態系)	鈴木委員	2-9、2-10	材料の採取について、採取場所・量・方法・周囲の環境を詳しく説明して下さい。また、材料採取にあたって配慮すべき事項について記述して下さい。	堤体盛立材料として、フィルター材を方法書でお示しした2箇所（雫石川、北上川）から採取する予定です。 採取量については、フィルター盛立量の約5千立方メートル（令和4年3月時点検討値、注1）を予定しております。採取方法は機械による掘削を想定しています。周囲の環境については参考として空中写真等をお示しします。【別添資料-5～6】 なお、配慮すべき事項については、今後検討し準備書においてお示しします。 注1) 全量使用可能な場合の掘削規模は100m×100m×約0.5m（深度）程度
※非公開						
8	土捨場	(生態系)	鈴木委員	2-9、2-10	建設発生土処理場予定地について、現況ではどのように利用されているのかを教えてください。	建設発生土処理場予定地は、現在、山林及び農用地として利用されています。
					(No.8追加) 四十四田ダムの湖岸には、特定外来生物のアレチウリとオオハンゴンソウ、生態系被害防止外来種のイタチハギなどが大量に繁茂しており、周囲及び下流へ拡散しています。湖底にも、これらの種子が大量に堆積しています。処理場に建設発生土を運び込むことにより、これらの侵略的外来種がさらに拡散されることが予測されるので、対策を行って下さい。	本事業では、湖底に堆積した土砂を掘削する工事は行わないため、ご指摘の湖底に堆積した種子を建設発生土処理場に運び込むことはありません。また、建設発生土については、特定外来生物が繁茂していない掘削予定地（既設堤体直下の改造箇所など）からの搬出を予定しており、工事に伴う拡散は現段階では想定しておりません。 なお、今後、詳細な工事計画を検討する際、工事によって特定外来生物の拡散を助長することがないよう配慮してまいります。

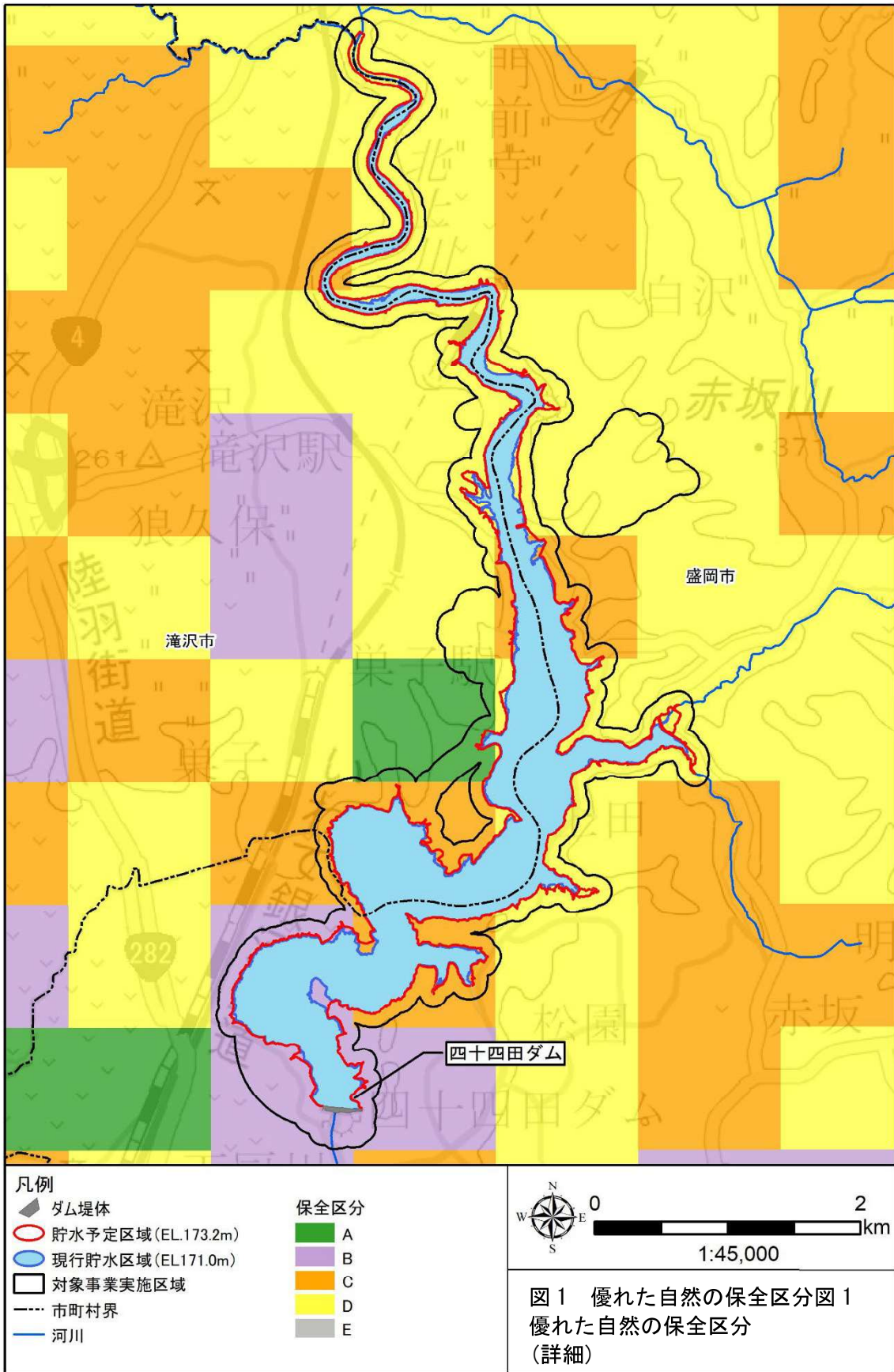
No.	区分①	区分②	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
9	騒音		永幡委員	4-11	建設機械の稼働に係る騒音、及び、工事用車両の運行に係る騒音の予測の手法について、「音の伝搬理論に基づく予測式による計算とする」と記載されているが、これらは、それぞれ「ASJ-CN-Model 2007」（建設機械騒音）、「ASJ-RTN-Model 2018」（道路交通騒音）の予測式を用いるという理解で正しいか？「音の伝搬理論に基づく予測式」という表記では、方法が一意に手法が決まらないため、具体的なモデルを明記すべきである。	ご意見のとおり、「ASJ-CN-Model 2007」（建設機械騒音）、「ASJ-RTN-Model 2018」（道路交通騒音）の予測式を用います。 具体的なモデル名については、準備書においてお示しします。
10	騒音		永幡委員	4-10～4-15	振動の予測方法については、具体的な評価指標として「振動レベルの80パーセントレンジの上端値(L10)」が明記されているが、騒音については評価指標の記載がない。上の指摘とも関連するが、評価指標が異なれば、計算方法も異なってくるため、どのような評価指標を用いるのか、明記すべきである。なお、L10の表記は、Lは斜体、10は立体が正しい。	ご意見を踏まえて、準備書において評価指標を明記します。 L10の表記はご意見のとおり改めます。
11	騒音・振動		永幡委員	4-17～4-19	騒音及び振動の予測地点が、地図にプロットして示されているが、この縮尺の地図、かつ、プロットしたポイントの大きさからでは、測定地点が大雑把にしかわからず、保全対象である住宅と測定点との関係を把握することができない。 対象事業地域周辺は、おそらく、坂などが存在すると思われ、工事用車両の運行に係る騒音に関して、最も影響があると考えられる地点は、坂の影響を考慮する必要があると考えられる。実際の調査地点の選定にあたっては、最も騒音の影響が大きくなると考えられる地点を、確実に選定していただきたい。	調査・予測地点の拡大図をお示しします。 【別添資料-7～10】 調査・予測地点の選定にあたっては、ご意見の条件等も踏まえ、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点を選定します。
12	騒音		永幡委員	4-18	図4.2.1-3に示された測定地点の地図と p.3-216の図3.2.7-1(2/2)に示された騒音に係る環境基準に関する指定状況の地図を比較すると、「妻の神鍋屋敷集落」は環境基準が指定されていない地域であるように見える。これが正しい場合は、工事用車両の運行に係る騒音の評価の際に、環境基準を準用する場合、細心の注意が必要である。騒音に係る環境基準は地域指定制であることを鑑み、適切な準用を行っていただきたい。	「妻の神鍋屋敷集落」は環境基準が指定されていない地域に該当します。 評価する際の環境基準の準用はご意見のとおり対応します。
13	水環境		石川委員	4-3、4-34	水質「健康項目等」の測定項目は砒素のみでしょうか。他にも測定項目がある場合は具体的に示してください。	方法書P4-3に示した環境影響評価項目の健康項目等について、調査、予測、評価を行う項目は、P4-34に示すとおり事業特性、地域特性を踏まえ「砒素」としています。
14	水環境		石川委員	4-3	「ダムの供用及び貯水池の存在」では水素イオン濃度に○がついていませんが、水素イオン濃度は富栄養化にも関連し、水質の基本的な項目ですので、評価項目に追加することをご提案します。	「ダムの供用及び貯水池の存在」の水素イオン濃度は、工事中とは異なり、コンクリートからのアルカリ分の流出による変化は想定されないため、環境影響評価項目として選定していません。（主務省令より、注2） なお、富栄養化は、ダムアセスマニュアル（注3）に準拠し、方法書P4-28に示す項目を調査することで対応します。 注2) ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 注3 「ダム事業における環境影響評価の考え方」（財団法人ダム水源池環境整備センター、平成12年3月）

No.	区分①	区分②	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
15	水環境		伊藤(歩)委員	3-23	水質経年変化について、全窒素と全リンの濃度（平均値または75%値）も把握できる資料を参考として提供いただきたい。	全窒素と全リンの経年変化をお示しします。【別添資料-11】
16	水環境		伊藤(歩)委員	4-21～4-41	貯水池内での水質調査については、鉛直二次元モデルによる予測に合わせて鉛直方向（深さ方向）での濃度変化を把握されるということでしょうか。どこかに記述されていれば、該当箇所を教えてください。また、貯水池内の調査予定場所についても教えてください。	貯水池内の水質調査は、鉛直方向で濃度変化を把握します。なお、調査内容と調査結果は準備書においてお示しします。また、貯水池内の調査地点はダムサイト付近を想定しています。
					(No.16追加) 調査内容・方法はできるだけ方法書の段階で示してください。	環境影響評価のための四十四田ダム貯水池における水質の調査内容、調査方法を別添にお示しします。【別添資料-12】
17	地形地質		大河原委員	3-34	「対象事業実施区域及びその周辺には、砂・礫・泥またはローム、砂・礫・泥またはローム（段丘堆積物）、火山砕屑物等が分布している。」について、嵩上げに伴う湛水面積の増加により、これら堆積岩類への水の浸透とその影響について伺いたい。	嵩上げに伴う湛水面積の増加は、洪水時等において一時的に生じるものであることから、湛水斜面への水の浸透とその影響は小さいものと想定しています。また、現存の四十四田ダムが完成から54年を経過しておりますが、その間、貯水池斜面の崩壊等は確認されておりません。
18	地形地質		大河原委員	—	本事業において、ダム堆砂が巻き上がるなどの影響が生じる可能性があるのか伺いたい。	洪水の規模によっては土砂の巻き上げが生じる可能性があると考えています。
19	動物・植物		伊藤(歩)委員	3-102～3-110	表 3.1.5-16、表 3.1.5-17、図 3.1.5-7～図 3.1.5-14に示されている既往調査の説明が本文中には見当たらないようです。簡単に補足説明してください。こちらの見落としであれば、該当箇所を教えてください。	既往調査の説明は、以下のとおり方法書本文に記載しています。 ○調査結果の概要 P3-39、P3-43、P3-48、P3-51、P3-56、P3-60、P3-67、P3-71、P3-75、P3-86 ○調査の時期及び調査手法 P4-60～67、P4-88～90
20	動物		伊藤(絹)委員	3-163～3-167	ダムを囲むように内水面漁業が営まれている河川が多数存在しています。この水域で、これまでに濁水による魚類への被害が発生したことはあるでしょうか。また、アユの冷水病（水の濁りなどのストレスが引き金になって発症することがあります）などが確認された事例はあるでしょうか。本事業について各漁協への説明会を開催されたことはあるでしょうか。	これまでの調査から、令和3年度に「雫石川において過去にアユの冷水病が大発生している」との情報を確認しています。なお、各漁協への説明会は、環境影響評価法で規定されていないことから開催しておりません。

No.	区分①	区分②	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
21	動物		伊藤 (絹) 委員	4-50～51、 3-97～98	既往調査点と今後の調査予定地点が異なっていますが、その主な理由を教えてください。P. 4-51には「重要な種の分布、生息環境の状況を適切かつ効果的に把握できる地点」と記載されていますが、少し具体的に教えてください。P3-97、98に河川域の環境の特徴と生息魚類の種類との関係についてわかりやすい表に整理されています。この情報に基づいているのでしょうか。	既往調査地点は、主に現存の四十四田ダム管理の一環で定期的に行っている生物相全体の把握を目的とした調査（河川水辺の国勢調査）地点となっています。一方、令和4年以降の今後の調査予定地点は、本事業に伴う影響の把握を目的に工事実施箇所周辺に設定しており、一部の地点が異なっています。 また、調査地点等の設定は、事前調査で確認された重要な種・群落の生態情報を整理し、生息・生育が考えられる環境を網羅するように設定しています。
22	動物		伊藤 (絹) 委員	4-50～51	調査方法で「潜水による観察」とありますが、写真撮影、ビデオ撮影によるものでしょうか。	目視観察、写真撮影で対応しています。
23	植物		伊藤 (絹) 委員	4-90	付着藻類の調査を実施される予定が示されています。同一定点でもあっても流速が大きい場所と流れが緩やかな場所では生育している種類が大きく異なっています。そのような物理環境の違いも考慮して調査を実施していただきたい。	付着藻類については、ご意見のとおり対応します。
24	植物	(水環境)	伊藤 (絹) 委員	4-94	ダム湖内の植物プランクトンについての調査は実施しないのでしょうか。1,2箇所でもいいので調査していただきたい。水質との関係が密接な項目だと思います。	水質については、ダムアセスマニュアル（注3）に準拠し、方法書P4-22～36に示す項目を調査対象とするため、本事業に伴う環境調査では植物プランクトンの調査は実施しません。 なお、現存の四十四田ダム管理の一環で行っている定期水質調査では、植物プランクトンの調査を実施しています。
25	動物		大西 委員	4-43～4-79	動物相の調査は、対象事業実施区域およびその周辺で行うとされていますが、再生後に新たに浸水域となる場所では行わないのですか？	再生後に新たな浸水域となる場所でも行います。
26	動物		大西 委員	4-43～4-79	近年、水辺での調査では環境DNAを用いた手法がよく使われます。従来の調査手法では確認出来なかった種が確認出来たなどの報告をよく目にするので、検討していただきたいです。	調査結果等を踏まえて検討します。
27	動物		大西 委員	4-43～4-79	カワネズミおよび両生類については特に注意して調査していただきたいです。	ご意見のとおり対応します。

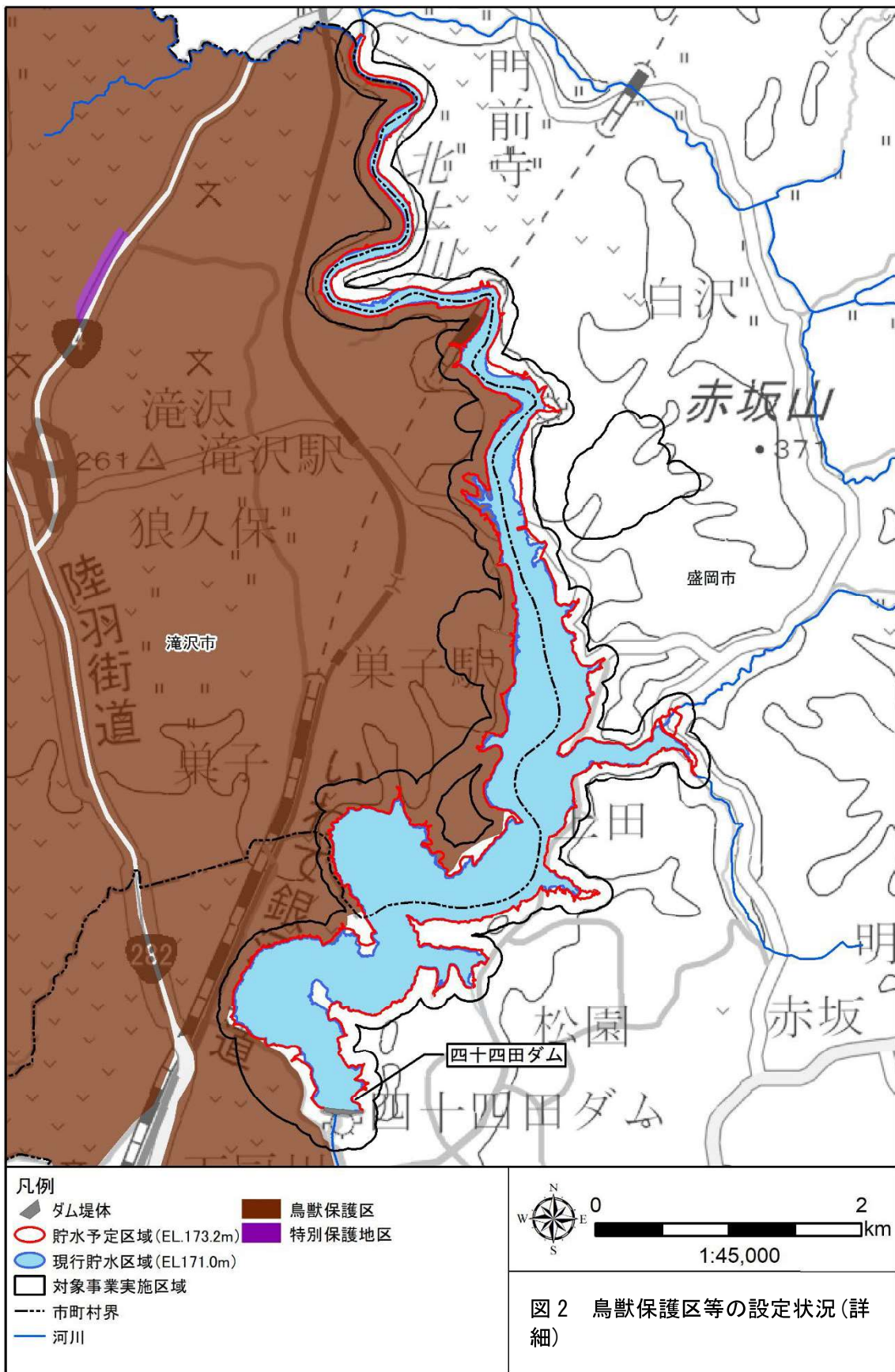
No.	区分①	区分②	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
28	人と自然との触れ合いの活動の場		永幡委員	4-113～4-118	人と自然との触れ合い活動の場の評価にあたっては、それぞれの場で行われる活動にふさわしい静穏性が保たれているかの評価が必要であることは、環境省が設置した「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会」がまとめた評価ガイドにも明記されているとおりである。特に、バードウォッチングサイトについては、国土技術政策総合研究所による『道路環境影響評価の技術手法』において、「特に静寂性を要する触れ合い活動の場」と述べられている。 これらのことを鑑み、少なくとも、図4.2.3-2(p.4-118)に示された触れ合い活動の場について、それぞれの場における活動にあった静穏性、静寂性が保たれるかの評価を行うべきである。	ご意見のとおり対応します。
29	建設副産物		伊藤(歩)委員	2-11	2) 建設発生土の再利用について、仮に、貯水区域内およびその周辺から発生する土石等の建設発生土が対象になる場合、有害物質の溶出試験を行い、発生土の安全性を確認したうえで実施していただきたい。	ご意見のとおり対応します。
30	土地利用		平井委員	2-10～2-11	図2.3-10の工事計画概要図に、建設発生土処理場予定地が示されています。見落としかもしれませんが、この土地に関する情報が見当たりませんでしたので、所有者や現状の土地利用状況などについて教えていただけませんかでしょうか。	建設発生土処理場予定地は、民有地（個人又は法人）で、山林及び農用地として利用されています。
					(No.31追加) 土地の所有者とはすでに調整をされていることと思いますが、建設発生土処理場予定地の近隣集落とは本件について話をされていますでしょうか。ここで近隣集落とは、建設発生土処理場予定地を代々利用してきた集落を指しています。東側の予定地であれば、川又地区でしょうか。西側の予定地であれば、川前と大崎地区でしょうか。そのあたりがはっきりわかりませんが、ご存じでしたら地区名とともに冒頭の質問について教えてください。	方法書P2-10、工事計画概要図に示す建設発生土処理場予定地等は、現段階で想定される最大の範囲をお示ししており、今後、詳細な工事計画を検討します。 このため、建設発生土処理場予定地の詳細が確定した段階で、土地所有者を把握し、近隣集落の土地が含まれる場合は、近隣集落と調整いたします。
31	下水道		伊藤(歩)委員	3-206	項目と表 3.2.6-2は「し尿処理」となっていますが、下水処理や集落排水処理など、雑排水も含めた「汚水処理人口」とその内訳および普及率を示した方が良いように思います。また、その中で水洗化されている人口やその率も併記するのが良いように思われます。	ご意見のとおり対応します。準備書においてお示しします。

意見 No.4 : 「優れた自然の保全区分」とダム再生前後の貯水区域の重ね合わせ図



資料)1. 「岩手県自然環境保全指針(令和3年改定)」(岩手県 平成11年3月策定 令和3年3月改定) をもとに作成

意見 No.4：「鳥獣保護区」とダム再生前後の貯水区域の重ね合わせ図



資料) 1. 国土数値情報 鳥獣保護区(平成 27 年)(国土交通省 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>) をもとに作成

意見 No.5：ダム再生前後のサーチャージ水位の変化

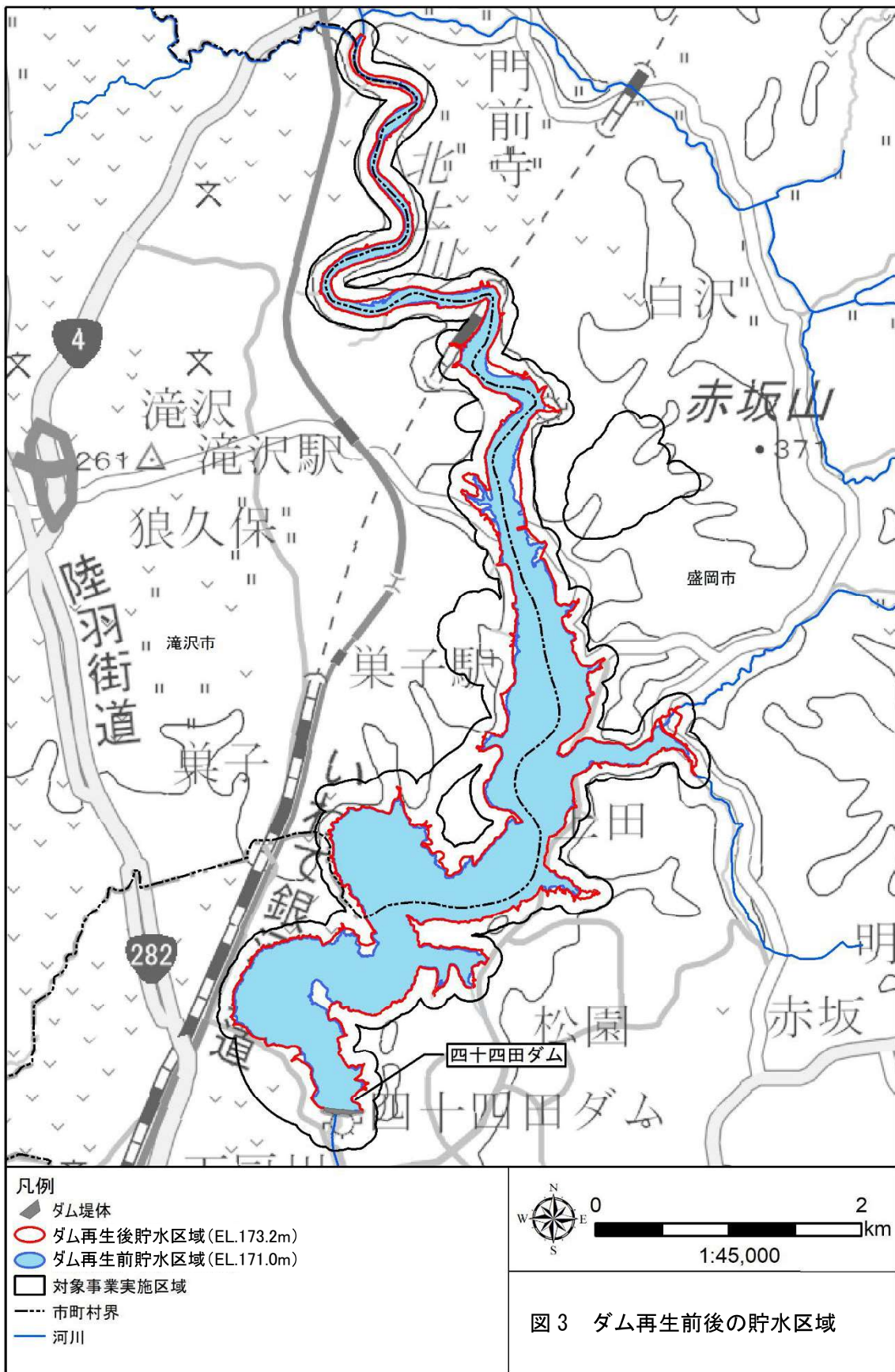


図3 ダム再生前後の貯水区域

※非公開

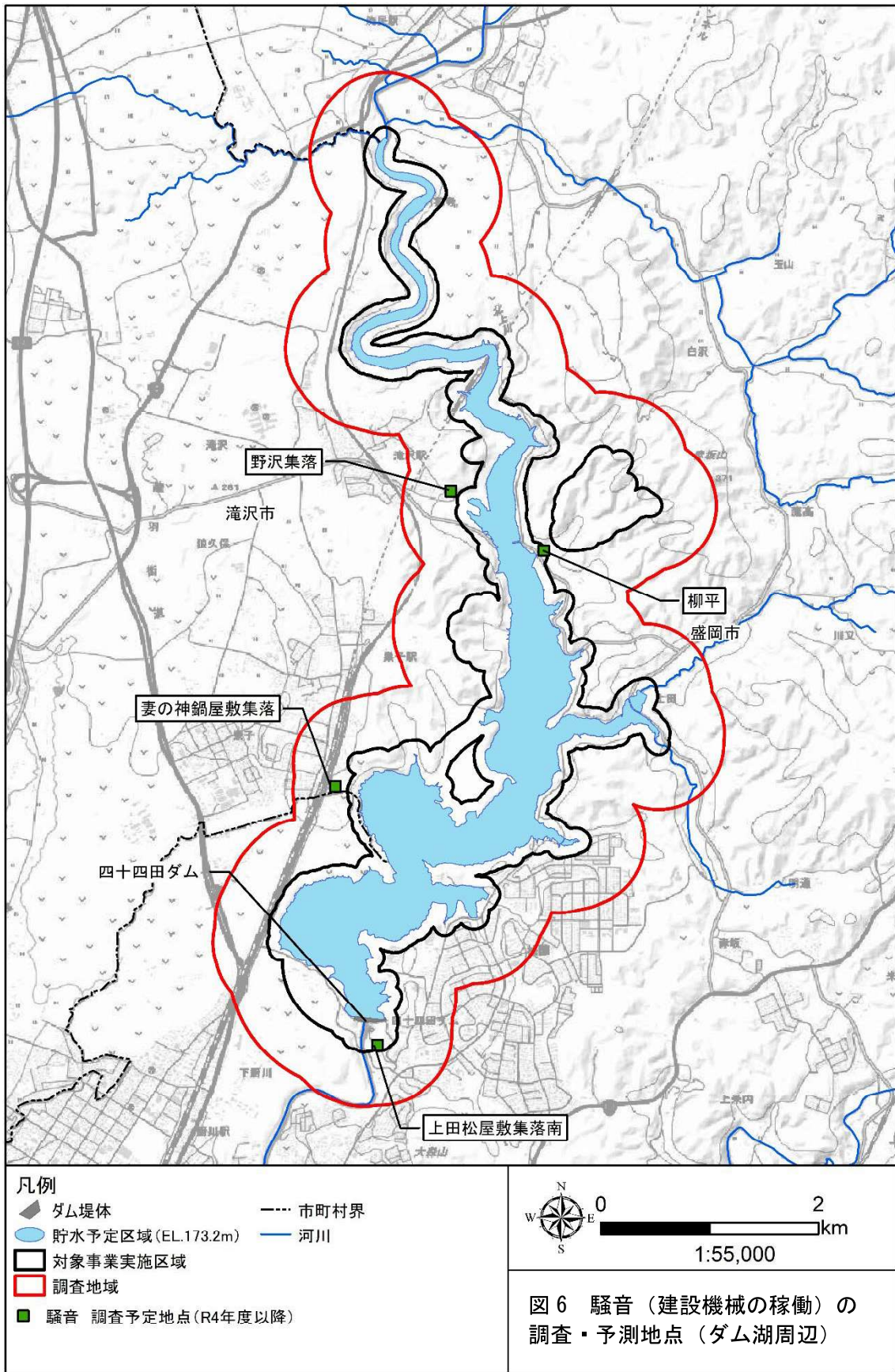
意見 No.7：フィルター材採取予定地周辺の環境（雫石川）



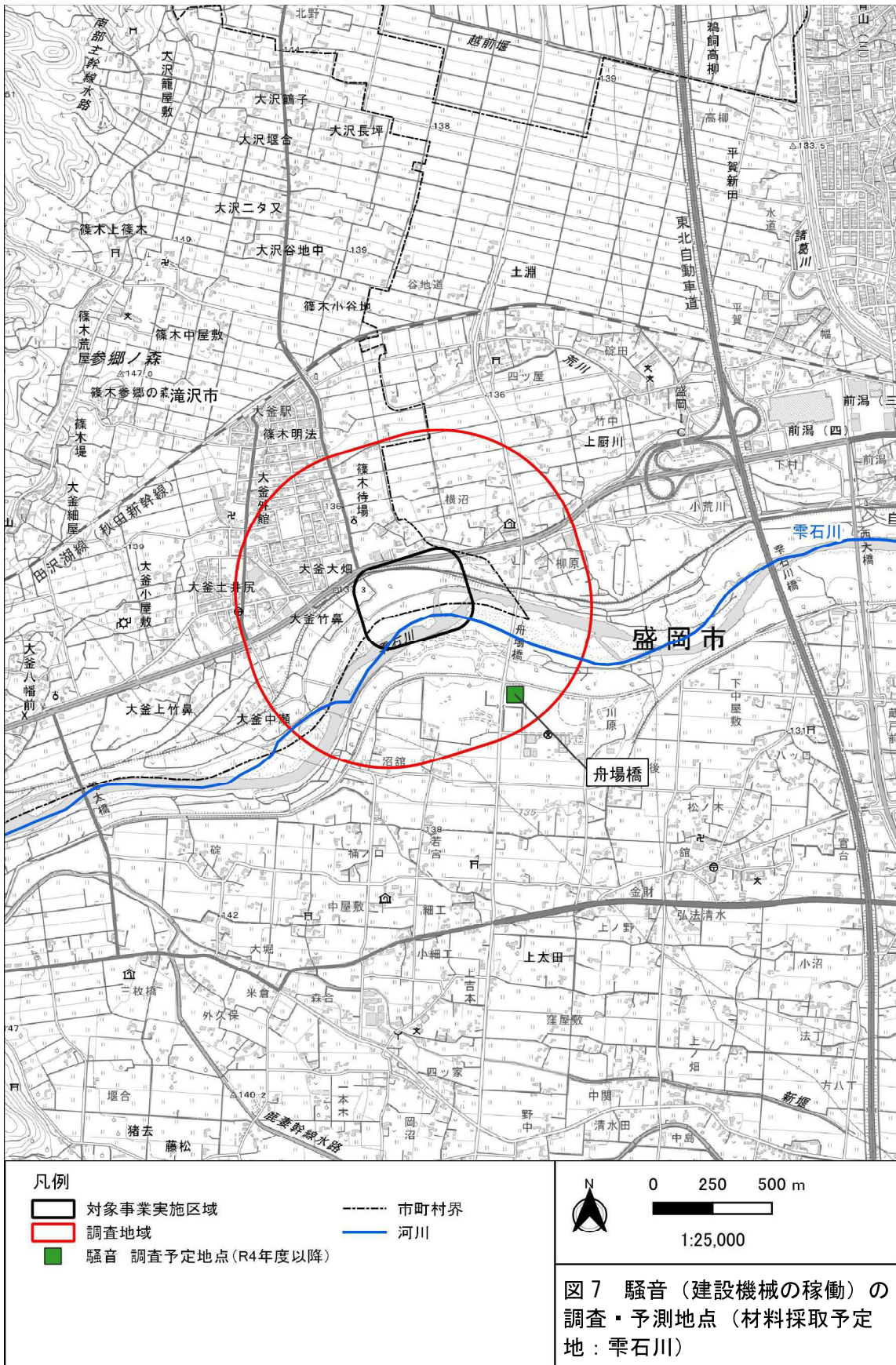
意見 No.7：フィルター材採取予定地周辺の環境（北上川）



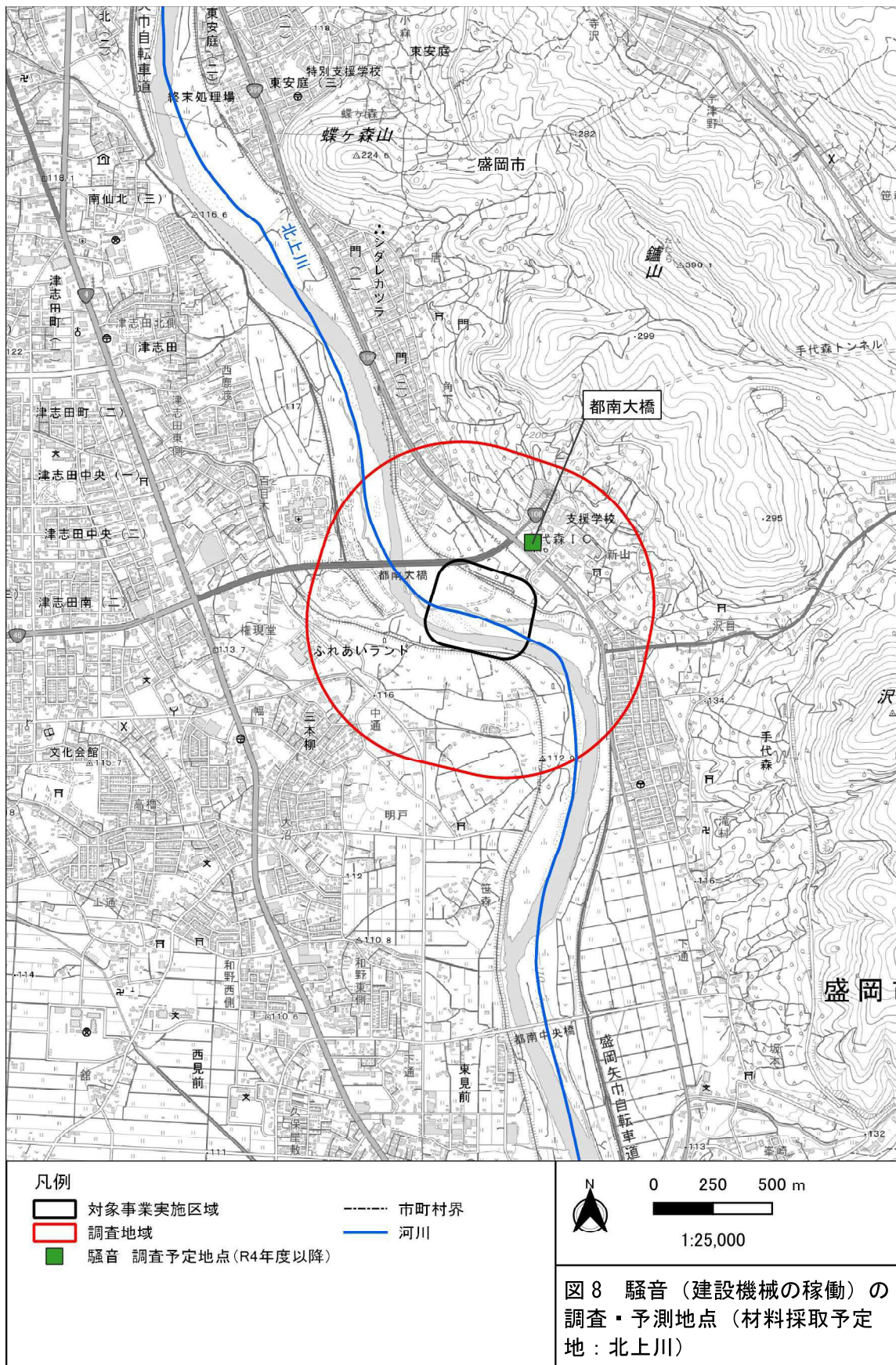
意見 No.11：騒音（建設機械の稼働）の調査・予測地点（ダム湖周辺）



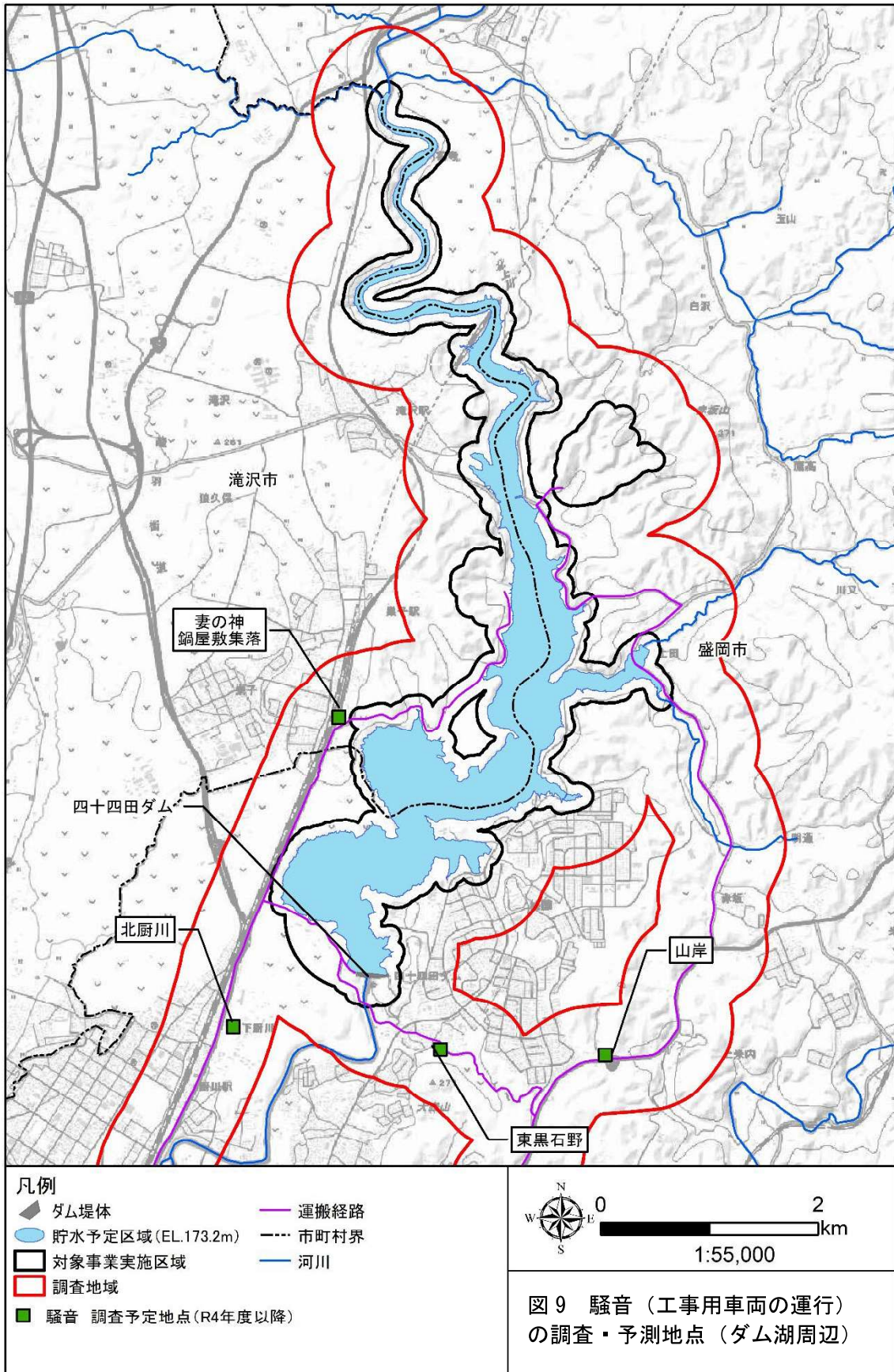
意見 No.11：騒音（建設機械の稼働）の調査・予測地点（材料採取予定地：雫石川）



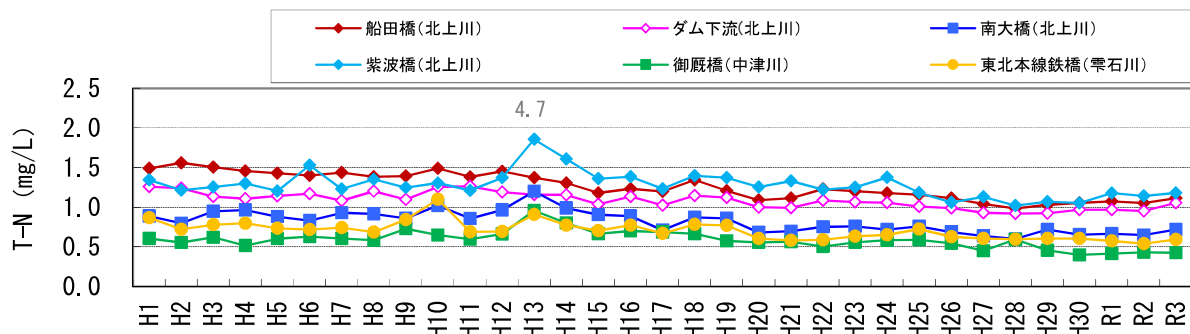
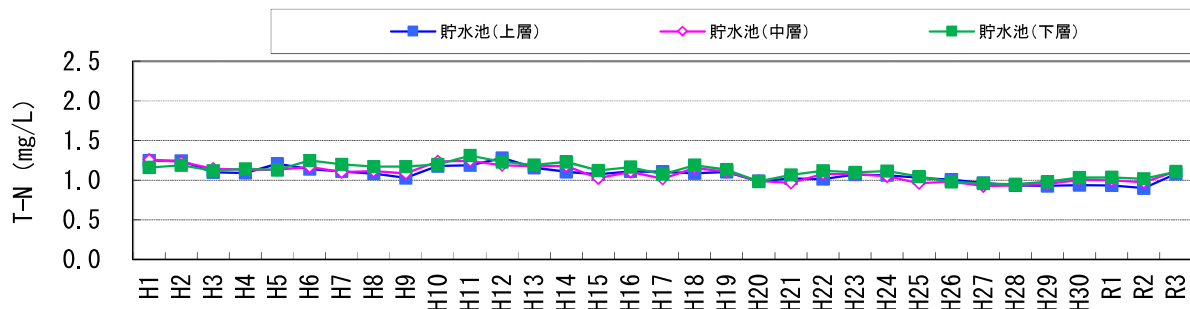
意見 No.11：騒音（建設機械の稼働）の調査・予測地点（材料採取予定地：北上川）



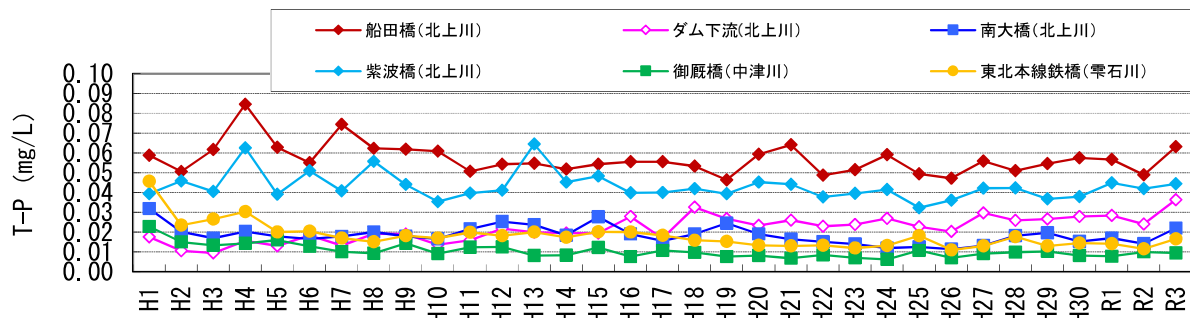
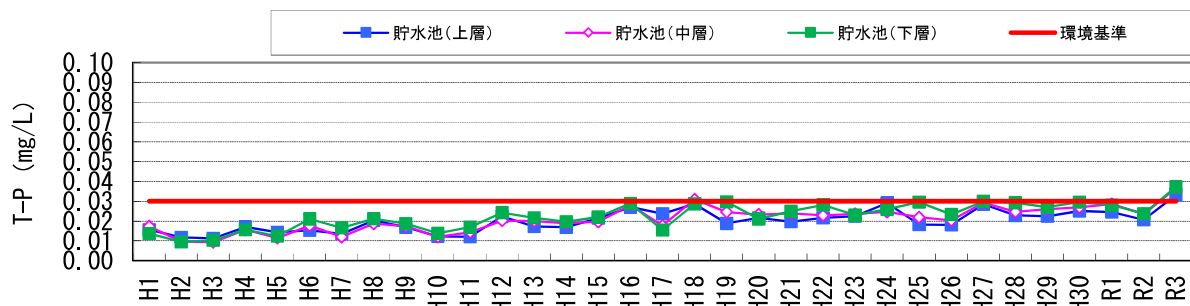
意見 No.11：騒音（工事用車両の運行）の調査・予測地点（ダム湖周辺）



意見 No.15：全窒素、全リンの経年変化



全窒素の経年変化



全リンの経年変化

【別添資料-12】水質の調査内容について

(1)水質調査内容

水質調査内容を表 1 に示す。なお、四十四田ダム貯水池地点は、ダムサイト付近で採水しており、上層、中層、底層で水質調査を実施している。採水標高は上層が水面-0.5m、中層が 1/2 水深、底層が湖底+1.0m である。

表 1 水質調査地点と調査の概要

No.	地点名		調査内容			調査機関
			健康項目	生活環境項目	その他の項目	
1		船田橋	○	○	○	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所
2	北上川	四十四田ダム貯水池	○	○	○	
		上層	○	○	○	
		中層	○	○	○	
		底層	○	○	○	
3		四十四田ダム下流(四十四田橋)	○	○	○	
4		南大橋	○	○	○	
5		紫波橋	○	○	○	
6	中津川	御厩橋	○	○	○	
7	雫石川	東北本線鉄橋	○	○	○	

注) 四十四田ダム貯水池の採水標高 上層 (水面-0.5m)、中層 (1/2 水深)、底層 (湖底+1.0m) の 3 層で採水

(2)水質調査項目

四十四田ダム貯水池の水質調査項目について、環境影響評価項目として調査を実施する項目は健康項目を表 2 に、生活環境項目を表 3 に示す。四十四田ダム貯水池では、その他の項目としては、水温、濁度、クロロフィル a を測定している。

表 2 水質調査項目(健康項目)

地点		項目	砒素
北上川	四十四田ダム貯水池	上層	○
		中層	-
		底層	-

表 3 水質調査項目(生活環境項目)

地点		項目	pH	COD	浮遊物質 質量	溶存酸素 量	窒素	リン
北上川	四十四田ダム貯水池	上層	○	○	○	○	○	○
		中層	○	○	○	○	○	○
		底層	○	○	○	○	○	○